平成２４年（フ）第５１３号
福岡県糟屋郡志免町松ケ丘19番202号
債務者　中村　勝昭
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５６６号
福岡市中央区白金２丁目３番10―103号
債務者　川原　絹子（旧姓鶴見）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５６７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原９番地16アネックス長者原Ｂ―103号
債務者　濱邊　亜紀（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５７９号
福岡市東区塩浜１丁目38番24号
債務者　栗川　啓子（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６２５号
福岡市東区二又瀬新町12番32―101号
債務者　平湯　　稔
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６９４号
福岡県朝倉郡筑前町野町1398番地４
債務者　森　　美加
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７１０号
福岡市博多区板付３丁目12番107号
債務者　福原　宗茂
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７１５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲384番地クオリス篠栗103号
債務者　熊谷　友宏
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７１６号
福岡市早良区原６丁目５番13号
債務者　佐藤　秀美
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７１９号
福岡市城南区鳥飼７丁目18番12―１号
債務者　馬込　純子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７２０号
福岡県宗像市朝野270番地
債務者　井上　紫穂
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７２７号
福岡市中央区六本松３丁目７番６―401号
ラフィーネ六本松
債務者　塩川雪子こと　金　　雪子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７３１号
福岡市博多区御供所町２番50―505号
債務者　上田　祥代
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７４４号
福岡市博多区月限２丁目９番４―307号
債務者　権藤　孝之（旧姓平道）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７４５号
福岡市博多区月限２丁目９番４―307号
債務者　権藤　広美（旧姓平道）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７５１号
福岡県朝倉市杷木林田424番地６、住民票上の住所福岡県朝倉市杷木大山1229番地
債務者　鬼塚　知香
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７５３号
福岡県春日市一の谷４丁目86番地１春日ハイツ３号
債務者　赤司美代子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７５４号
福岡県古賀市小竹122番地７
債務者　柏木　勇也
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部